

## 市町村の文書館づくりに向けて

佐藤 勝 巳

現在、資料保存運動が大きくなるとなるとして、全国を覆いつつある。このような流れのなかで、確実に都道府県においては「文書館」づくりが進展しているのは大きな喜びである。しかし、一方で住民と直接に接している市町村においては、なかなか文書館をもつまでに至らないのが現状であろう。

そこで、市町村における文書館づくりとはどのように考えたら良いのか、また、近年盛んになっている市町村史編纂との関連を考えてみたい。

市町村史編纂を行っている各市町村においては、その過程で収集された諸資料の保存と活用については、それぞれの立場から種々考えられているところである。そして、そのひとつの方法に文書館づくりがあろう。今までは編纂に伴って収集された資・史料を「本」の刊行後に往々にして散逸させてしまうようなことがあった。しかし、今後はこのようなことは許されない。これらの収集資料を散逸させてしまうことは、住民にとっても大きな損失である。「市町村史編纂後」をどうするか、この編纂事業を将来につなげて考え、刊行業務を終えた後を新たな行政的役割を担う機構として市町村史の編纂室などを再編成していくことも必要となろう。市町村史の編纂という一大事業の成果を全住民の共通財産とするために、そしてつぎの市町村史の編纂に向けて、市民の貴重な財産となる資・史料の保存と公開を考えていかねばならないのではないだろうか。つぎの世代の人々のために、そして何よりその市町村の将来の指針のために、収集資料を確実に保存し、伝えて行かねばならない。また、これらの資・史料は、住民の共通財産であり、住民に利用をしてもらってなお一層その価値を増すものである。このようなことから文書館を設置して利用する事が望まれる。

また、どこの市町村でも問題となっている行政文書の保存についても文書館の問題として考えていくことが必要であろう。つまり、市町村

史編纂の過程で収集された資料はもちろん、「行政文書の保存」についても積極的な役割をにない、廃棄された行政文書(非現用文書)または、現行の行政文書(現用文書)を適切に管理し、保存して今後の行政の指針と成り得るように文書館は、単なる古い文書の倉庫ではなく、行政文書等を系統的に収集し、整理し、保存して、いつでも活用ができるようにし、住民や研究者はもとより、行政そのものへも情報を提供し、行政の日常業務に積極的に関与していくものとして位置付けていく必要がある。行政文書の保存について、特に「歴史的価値」を有するものをいかに保存していくか、これらの判断を広く全庁的な目で総合的に行い、なおかつ、これら歴史的な観点から行政に関与し、広く「文化行政」にかかわっていく必要がある。

市町村の文書館は、都道府県のそれとはおのずと違いがあるはずである。特に市町村の場合にはその機能のなかに、市町村行政の武器となるものを持たねば、なかなかその設立が難しい面がある。そのようなことから、機能の第一に行政文書の管理(保存・利用)をもってすることも必要だろう。そして、今話題の情報公開についてもその有用性を考え、その機運を好機ととらえて積極的に取り組み、そのなかで文書館の必要性を訴えることもできるだろう。情報公開に応えるためには、適切な文書管理が成されていなければならないのだから……。

市町村では都道府県の文書館のような大きな建物も少なくとも当初においては、必要としないと思う。文書館は図書館や博物館のように、お金のかかるものではないこともよく知る必要がある。市町村の場合は、「やかた」を優先して考えるよりも、まず文書館システムともいべきものを考えることである。そのシステムをもって行政のなかにくい込んでいくことが重要であろう。つまり、「やかた＝館」が文書館ではなく、機能そのものを重要視することである。行政にアピールすることができ、行政と一体とな

って問題の解決が図れるシステムを構築することである。まず現状の文書主管課なり市町村史編纂担当から始めるのもひとつの方法であろう。

市町村の文書館は、極端なことをいえば「ひとつの机」と「文書庫」から出発することぐらいの気持ちが必要であろう。またそこから始めることが市町村の文書館では出来るのである。

以上のように特にその活動の多くを行政文書の収集・管理・保存などに求める市町村の文書館は、その活動が十分保証されるよう当然主管を首長部局に求めることになろう。このことは言葉をかえれば市町村の文書館が行う仕事は、その首長が当然負うべき義務であることを意味する。このことが十分認識されれば、住民から要求がないから必要としない、などと言うのは見当はずれであることがわかるであろう。市町村のおこなう行政が、将来にわたってそこに住む住民の権利と財産を守っていくならば、その最大の根拠となる行政文書(情報)を疎かには出来ないはずである。

市町村における文書館は、もちろん地域の文化と教養にたいしても、その収蔵資料の活用をとおして貢献することは当然である。しかし、その点をあまり強調しすぎると他の図書館・博物館などと同じく社会教育施設と混同される危惧がある。そのためにも文書館の有用性が情報機能にあることを知る必要がある。もし社会教育施設として設置された場合、その利用率などが問題となり、文書館のもつ本来の機能まで制約されうることもあろう。文書館は「行政が当然負うべき義務として設置すべきもの」との判断にたてば、利用率など論外のはずである。つまり、利用があるなしにかかわらず《なければ

ならない》ものなのである。いずれにしてもしっかりと文書館の機能を踏まえて設置することが肝要である。

また市町村の文書館は、国や都道府県にあるから市町村にはいらないとするものではない。市町村のそれは、より深く市町村行政にかかわって、その市町村の将来構想までも影響するような機構である。国や都道府県の文書館と市町村の文書館はその機能が自ずから違うのである。けっして国や都道府県の小型が市町村の文書館ではないのである。将来、国をはじめ都道府県、そして市町村にまで文書館が設置された時に、その機能分担がより明確になるだろう。

埼玉県においては、県下の市町村史を編纂している自治体が埼玉県立文書館を事務局として「埼玉県市町村史編さん連絡協議会」を組織しているが、そこでは今年3月に『地域文書館の設立に向けて』と題する報告書を発刊した。これはおそらく全国で初めて、市町村における文書館づくりを市町村が自ずから考えたものであろう。このなかでは、市町村のそれぞれの立場を踏まえての文書館づくりが報告されており、注目される場所である。このようなものが数多くだされ、市町村の文書館についてひろく論議されることが必要であろう。

いずれにしても、住民と直結する市町村にこそ文書館が必要であり少なくとも最小限、文書館システムをつくる必要がある。

いま、文書館運動は大きく前進しようとしている。このような流れのなかで、今後全史料協の果たす役割はますます重大となり、大きな責任を担っていくことになろう。

(戸田市史編さん室)

## 文献情報2

Mc Crank, Lawrence J. Editor "Archives and Library Administration—Divergent Traditions and Common Concerns" The Haworth Press 1986 184頁 論文10本から成る論文集。図書館にあるアーカイヴズの取扱いについてのアーキヴィストの見解、アーカイヴズおよ

び図書という資料の分担の仕方、制度上のまた全国規模での(アーカイヴズと図書館の)協力向上計画の三部からなる。アーカイヴズと図書館が相互に特性を認識し合う必要強調。